

(1)

町のうごき

本籍数	5,773
本籍人口	17,380
世帯数	4,838
	(4,749)
住民登録人口	17,716
人	(17,688)
男	8,612
女	9,104

昭和56年1月1日現在

() 内は昭和55年12月1日現在

広報てくのう

No.220

昭和56年

2月1日発行

発行・秋田県天王町役場 ☎ (018878) 2211~4
編集・企画室 印刷・秋田協同印刷 ☎ (0188) (23) 7477~8

除雪はみんなの協力で



「朝、目をさますと、外は一面の銀世界。……美しい雪の風情です。

しかし、『雪』は一晩に道路や家をおおいからくす「白い魔物」と化します。

北陸地方では、豪雪に見舞われ、家財を破壊し、死者も出ています。

本町は幸いにも豪雪というほどではありませんが町では住民の日常生活に不便をきたさないよう、生生活道路確保のため、早朝より除雪をしています。

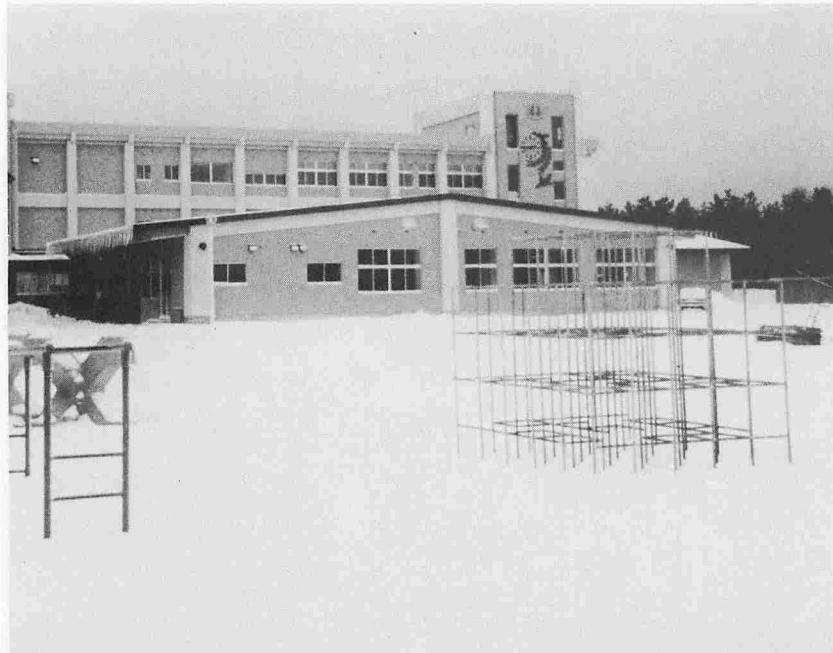
町道総延長一八四キロメートルのうち、住民生活に影響の大きいバス路線をはじめ一般交通道路を優先に、一五五キロメートルにわたって冬期間の住民の生活の安定と、交通の確保に万全を期しています。除雪は、バス路線及び主要幹線は原則として午前六時までに一車線を確保し、緊急路線（通勤、通学路）は各地区ごとに配置された除雪車で、午前七時までに優先的に除雪しています。

協力方、お願いについて

- 各家の雪及び通路の雪は、道路に捨てないこと。
- 道路には車を駐車させないこと。
- 道路沿いに土砂、ブロックなどを置かないこと。
- 道路標識を抜いたり、折つたりしないこと。

みんなの協力で、雪害対策にそなえましょう。

な校舍に —1月20日に竣工式—



△ 防音設備をほどこし、6角形の特異な音楽室



△ 児童から花たばを贈呈され、思わず笑顔がこぼれる藤原町長

待ちに待った出戸小学校の改築工事が、昨年の十二月二十五日に竣工しました。
「町づくりの根源は人づくりにあり、人づくりの根源は教育にある。」という教育指針に
もとづき、年次計画で天王小、東湖小、天王
中、追分小と改築、今年度に出戸小学校の完
成をみました。

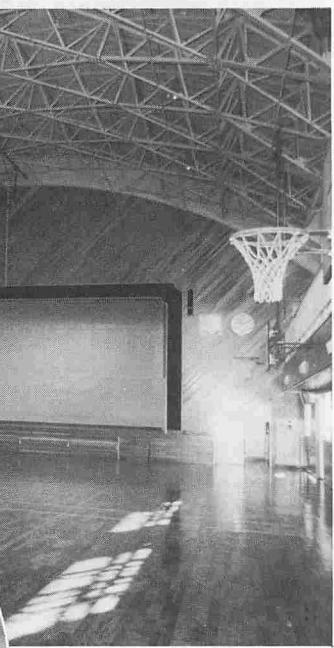
一月二十日には、校舎竣工記念式典が関係者
者多数出席のもとに行われ、新校舎の落成を
祝いました。

同校は各小・中学校の中で最後に完成した
だけに、児童はもちろん、地区の方々の喜び
もひとしお。

児童たちは、多くの先輩が勉強にいそしん
だ古い校舎に別れをつけ、これからは新しい
建設され、豊かな自然環境に恵まれています。校舎で勉学に励み、天王町を担う若人として
立派に成長することでしょう。

同校は松林に囲まれた静かなたたずまいに

の広さで、全校児童が一堂に集い、昼食がで
れます。給食室は四百二十九平方メートル
の広さで、全校児童が一堂に集い、昼食がで
きます。



△ 広く美しいスポーツの
殿堂 “体育馆”
「今までの体育馆と比
べて……」

待望の出戸小 モダン

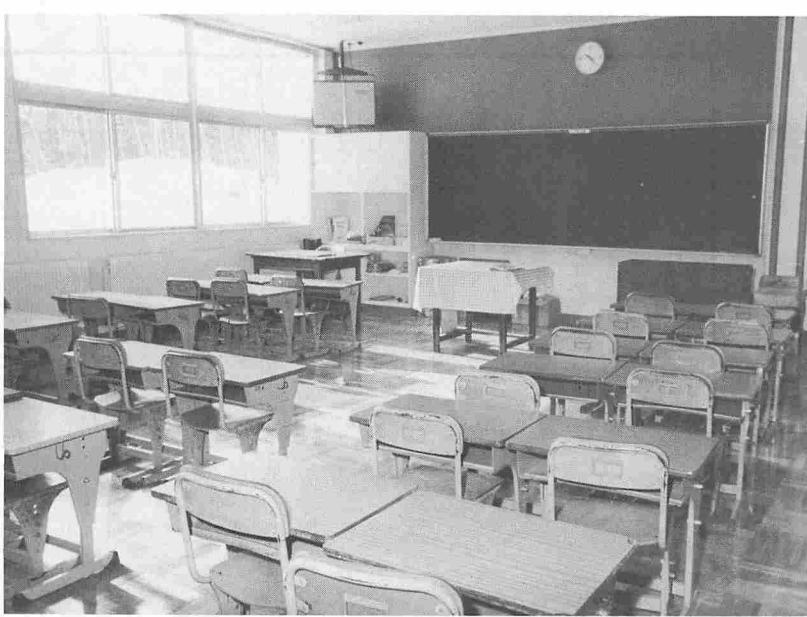


△ 全校児童みんなで楽しく昼食できる給食室

「みんなといっしょに食べる給食はおいしいネー」△



△ 休み時間を利用し、元気に飛び、走り回れる
プレイホール



△ 「勉強にも力が入ります」、明るく健康的な普通教室



① 昭和五十六年度、町・県民税の所得（昭和五十五年一月一日～十二月三十一日までの所得）申告相談を次により行います。

② 申告期間 昭和五十六年一月四日～昭和五十六年三月十六日まで

③ 申告をしなければならない人 天王町の住民基本台帳に登録されている人（一月一日現在に他の市町村に登録される人でも、生活の根拠が天王町にある場合は、天王町へ申

④ 営業所得の場合には、所得計算内訳書

⑤ 国民健康保険税、国民年金支払医療費、生命保険料の

⑥ 大農具の修理費（一農具五万円以上のもの）支払小作費用、客土費、借入金利子等の支払い領収書、農協精算書

⑦ 印かん 領収書または証明書

告しなければなりません。②五十五年中の所得が給与所得のみで勤務先から町長あてに給与支払報告書が提出されている人は、原則として申告する必要がありませんが、次のような場合は申告する必要があります。

③ 税務署では、贈与税の申告が二月一日から、所得税の確定申告は二月十六日からそれを受け付けが始まり、どちらも三月十六日が期限です。税務署納税相談は三月十日以降申告期限までの期間に集中し、大変混雑いたしますのでお早目に申告をして下さい。

※ 税務署は、申告書は二月十六日からそれを受け付けが始まっています。

④ 申告をしなくともよい人は、確定申告をしなければなりません（たとえば給与所得と農業所得や営業所得等がある人）。

⑤ 申告をしなくてよい人は、事業税の申告をする人は、申告書を提出する必要がありません。

⑥ 申告相談のときの必要な書類

- ① 町・県民税の申告書
- ② 国民健康保険証・社会保険証（家族構成のわかるもの）
- ③ 源泉徴収票または給与証明書（勤務先からもらつてください）

—昭和56年度—

町・県民税申告 相談を実施

得のみで勤務先から町長あてに給与支払報告書が提出されている人は、原則として申告する必要がありませんが、次のような場合は申告する必要があります。

③ 税務署では、贈与税の申告が二月一日から、所得税の確定申告は二月十六日からそれを受け付けが始まっています。

④ 申告をしなくてもよい人は、確定申告をしなければなりません（たとえば給与所得と農業所得や営業所得等がある人）。

⑤ 申告をしなくてよい人は、事業税の申告をする人は、申告書を提出する必要がありません。

⑥ 申告相談のときの必要な書類

- ① 町・県民税の申告書
- ② 国民健康保険証・社会保険証（家族構成のわかるもの）
- ③ 源泉徴収票または給与証明書（勤務先からもらつてください）

昭和56年度 町、県民税申告相談日程表

月日	曜日	対象地域	世帯番号 (上2ケタ)	申告会場	時間
2. 4	水	追分、長沼	53, 54, 55	追分分館	午前9時30分～午後3時30分
4	水	牛坂	52	牛坂分館	〃
5	木	上北野、追分西	50, 51	北野児童館	〃
7	土	細谷	47	細谷分館	午前9時～午前11時30分
7	土	三軒屋	48	三軒屋分館	〃
9	月	上出戸	48, 49	上出戸分館	〃
10	火	出戸新町	46	コミュニティセンター	午前9時30分～午後3時30分
12	木	下出戸	44, 45	下出戸分館	〃
13	金	二田、鶴沼台	41, 42	鶴沼台児童館	〃
14	土	蒲沼、棒沼台	43, 59	蒲沼分館	午前9時～午前11時30分
16	月	二田	38, 39, 40	二田児童館	午前9時30分～午後3時30分
17	火	二田	31, 32, 33, 34 35, 36, 37	天王町公民館	〃
18	水	大崎	26, 27, 56	大崎生活館	〃
19	木	大崎	28, 29, 30	〃	〃
20	金	羽立	05, 06	羽立分館	〃
23	月	羽立	07, 08	〃	〃
24	火	中羽立	04	中羽立分館	〃
24	火	渋谷	09	渋谷分館	〃
25	水	塩口	01, 02, 03	塩口分館	〃
26	木	江川	21, 22	江川老人の家	〃
27	金	江川	23, 24	〃	〃
28	土	児玉	25	児玉児童館	午前9時～午前11時30分
3. 2	月	旭町、東荒町、 西荒町、東湖町	13, 14, 15	戸主会事務所	午前9時30分～午後3時30分
4	水	本町、下町、曲 町下	16, 17, 18	〃	〃
5	木	神明町、上荒町	10, 11, 12,	天王本郷分館	〃
6	金	曲町上	19, 20	〃	〃
7	土	塩口北野	57	塩口北野分館	午前9時～午前11時30分
7	土	羽立北野	58	羽立北野分館	〃

* 都合により上記地域の申告日に申告できない方は、3月16日まで必ず役場税務課で申告して下さい。

譲渡所得等の納税相談日程

月日	曜日	内容	対象	会場	時間
2. 6	金	「譲渡お尋ね」 個別記載指導	全町	天王町公民館	午前10時～午後4時
3. 3	火	譲渡、山林、贈与、 納税相談	〃	〃	〃

⑥ 大農具の修理費（一農具五万円以上のもの）支払小作料、水田基盤整備費に係る費用、客土費、借入金利子等の支払い領収書、農協精算書

⑦ 印かん 領収書または証明書

町では、昭和五十六年度の追分乳児保育所の入所申請の受け付けを行っています。対象は、昭和五十六年四月一日現在で六ヶ月以上、満二歳までの保育にかける乳幼児です。入所希望の方は、入所申請書（役場民生係、乳児保育所にあります）に必要事項、添付書類をそえて、役場民生係におたずねください。

階層	追分乳児保育所3歳未満	A	B	C	D	E
A	0円	A	生活保護法による被保護世帯			
B	0	B	生活保護法による被保護世帯			
C1	5,450	C1	Aを除き町民税非課税世帯			
C2	6,100	C2	Aを除き町民税非課税世帯			
C3	6,950	C3	Aを除き町民税非課税世帯			
D1	7,600	D1	Aを除き町民税非課税世帯			
D2	9,400	D2	Aを除き町民税非課税世帯			
D3	10,000	D3	Aを除き町民税非課税世帯			
D4	〃	D4	Aを除き町民税非課税世帯			
D5	〃	D5	Aを除き町民税非課税世帯			
D6	〃	D6	Aを除き町民税非課税世帯			
D7	〃	D7	Aを除き町民税非課税世帯			
D8	〃	D8	Aを除き町民税非課税世帯			
D9	〃	D9	Aを除き町民税非課税世帯			
D10	〃	D10	Aを除き町民税非課税世帯			
D11	〃	D11	Aを除き町民税非課税世帯			
D12	〃	D12	Aを除き町民税非課税世帯			

込みください。

保育料は、各家庭の所得税や固定資産税によって違いますが、町で一部負担し、国の大変混雑しています。詳細については、役場民生係におたずねください。

